

袋井市手話言語条例

言語は人間が知識を蓄え思考し、お互いの意思疎通を図り、文化を創造する上で必要不可欠なものであり、人類の発展に大きく寄与してきた。

手話は、音声言語（耳で聞く言語）である日本語と異なる言語であり、手指や体、目、口などの動きや強弱、速さ、表情を使って視覚的に表現する言語（目で見える言語）である。

ろう者は、物事を考え、意思疎通を図り、お互いの気持ちを理解し合うために、また知識を蓄えて文化を創造するために必要な言語として手話を大切に育んできた。

しかし、これまで手話を言語として使用することができる環境が十分に整えられてこなかったことなどから、ろう者は必要な情報を得ることや周囲との意思疎通を図ることに困難を強いられ、多くの不便や不安を感じながら生活を営んできた。

このような中、障害者の権利に関する条約（平成26年条約第1号）や平成23年の障害者基本法（昭和45年法律第84号）の改正において、手話が音声言語と同等の言語として位置付けられたことにより、手話を必要とする人に対し、社会生活のあらゆる場面で手話による意思疎通を保証する環境を整えることが求められている。

ここに私たちは、手話は言語であるという認識に基づき、手話の理解に努め、手話を使って安心して暮らすことができ、全ての人々がお互いを尊重し、分かり合い、心豊かに共生することができる袋井市を目指し、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話への理解の促進及び手話の普及に関する基本理念を定め、市の責務及び市民等の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な基本的事項を定め、もってろう者を含む全ての市民が社会的障壁によって分け隔てられることなく、共生することができる地域社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「ろう者」とは、聴覚に障がいがある者のうち、手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者をいう。

（基本理念）

第3条 手話への理解の促進及び手話の普及は、手話が独自の体系を持つ言語であることを認識し、かつ、ろう者が手話により意思疎通を図る権利を有することを前提とした上で、ろう者及びろう者以外の者が相互に人格と個性を尊重することを基本として行わなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、言語としての手話に対する市民の理解を促進し、広く手話の普及を図るとともに、ろう者が手話による意思疎通ができ、自立した日常生活や地域における社会参加を保障するため、必要な施策を講ずるものとする。

(市民等の役割)

第5条 市民は、手話に対する理解を深めるとともに、手話を学ぶ機会への参加等を通じて、手話の普及に努めるものとする。

2 ろう者は、市民や事業者に対して手話は言語であることの理解を促し、手話による意思疎通を図る環境づくりに努めるものとする。

3 事業者は、ろう者に対してサービスを提供するとき又はろう者を雇用するときは、手話の使用について配慮するよう努めるものとする。

(施策の策定及び推進)

第6条 市は、障害者基本法第11条第3項に規定する市町村障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画において、手話への理解の促進及び手話の普及のために必要な施策を定め、これを総合的かつ計画的に推進するものとする。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。